

令和6年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議

令和7年3月21日（金） 18時30分～

1 関係機関紹介

2 議題

- (1) 堺市における医療的ケア児等支援のための施策の状況について
- (2) 関係機関との情報共有等
- (3) その他連絡事項

<資料>

- | | | |
|-------|--------------------------|-------|
| 資料1-1 | 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 | 出席者名簿 |
| 資料1-2 | 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 | 事務局名簿 |
| 資料1-3 | 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 | 設置要綱 |
| 資料2-1 | 堺市の事業について | |
| 資料3-1 | 令和6年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修 | 実施要項 |
| 資料3-2 | 医療的ケア児等コーディネーター養成研修報告書 | |

令和6年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 出席者名簿

資料1-1

関係機関	出席者	
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	新生児科 部長 患者支援センター 副センター長	望月 成隆
医療法人輝優会 かがやきクリニック	院長	南條 浩輝
社会医療法人 生長会 ベルランド総合病院	副院長 小児科部長	沖永 剛志
社会医療法人 同仁会 耳原総合病院	小児科 部長	藤井 建一
堺市立重症心身障害者（児）支援センター ヘルデさかい	名誉センター長	児玉 和夫
堺市立重症心身障害者（児）支援センター ヘルデさかい	センター長	中谷 勝利
堺市社会福祉事業団 堺市立つぼみ園	園長	西留 幸子
社会医療法人ペガサス ペガサス訪問看護ステーション	管理所長	稲積 眞琴
社会医療法人ペガサス ペガサスこどもデイセンター	管理者	金谷 真理子
社会福祉法人コスモス ふれあいの里かたくら	施設長代行	中村 智明
有限会社VIVO VIVO SUPPORT □ペ		小野寺 美雪
特定非営利活動法人 堺市相談支援ネット 総合相談情報センター 西区障害者基幹相談支援センター	センター長	上田 尋子
大阪府立堺支援学校	校長	藤井 雅乗

(敬称略)

所属	役職等	氏名	所属	役職等	氏名
健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	課長	前田 祐次	健康福祉局 健康部 保健医療課	副主査	松下 文
同 障害支援課	課長補佐	中野 大介	同 保健医療課		西川 実咲
同 障害支援課 在宅福祉サービス係	係長	井上 智博	子ども青少年局 子育て 支援部 幼保支援課	主幹	唐谷 和代
同 障害支援課 障害児・発達障害支援係	係長	森 浩敏	教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課	指導主事	青野 佑哉
同 障害支援課 生活基盤推進係	係長	柳 千尋	同 地域教育支援部 放課後子ども支援課	指導主事	木寺 直子
同 障害支援課 生活基盤推進係	主査	渡辺 紘子			
同 障害支援課 生活基盤推進係		佐伯 真理子			

(敬称略)

(設置)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療

を要する状態にある障害児及び重症心身障害児並びにそれらの家族（以下「医療的ケア児等」という。）を地域で支えるに当たり、地域の課題、その対応策等について、医療、福祉、教育等の関係者等から意見を聴取して連絡調整するため、堺市医療的ケア児等支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(連絡調整事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 医療的ケア児等の支援に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、その支援体制の推進に関する事項

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者のうち、市長が選任する20人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 障害児通所支援関係者
- (4) 障害児入所支援関係者
- (5) 訪問看護関係者
- (6) 相談支援関係者
- (7) 医療的ケア児等コーディネーター
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、市長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について意見聴取するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な意見聴取が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

(守秘義務)

第7条 連絡会議の構成員は、連絡会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 第5条の規定により会議に出席した者は、会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、障害支援課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、所管部長が定める。

(令和7年3月21日時点)

		事業	内容など
健康福祉局			
障害福祉部	障害支援課	堺市医療的ケア児等支援連絡会議	医療的ケア児等を地域で支えるため医療、福祉、教育等の関係者から意見を聴取して連絡調整することを目的として会議を実施
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修	市内福祉・医療・学校園・保育・保健等の関係機関において医療的ケア児等の支援に携わる者方を対象に研修を実施
		大阪府医療的ケア児支援センター関係	大阪府医療的ケア児支援センターにかかる大阪府との連絡調整及び医療的ケア児支援にかかる連携会議への参加
		堺市立重症心身障害者(児)支援センター(ベルデさかい)	重症心身障害者(児)の支援拠点として、入所、通所、短期入所、外来診療、機能訓練、相談対応を実施。 定員：入所50名、通所(生活介護)20名、短期入所10名
		堺市立児童発達支援センター	つぼみ園・もず園における医療的ケア児の通所、外来診療、機能訓練、相談対応を実施。
		障害児等療育支援事業	施設支援として医療的ケア児の支援方法についての相談も可
		堺市重症障害者医療的ケア支援事業	高度な医療的ケアが必要な方を介護している方へのレスパイト支援として、訪問看護ステーションからの看護師の派遣を行う
		日常生活用具の給付	日常生活に支障のある障害者(児)に日常生活がより円滑に行われるための用具を給付 令和5年4月1日から、在宅において常時人工呼吸器を使用している障害者(児)または難病患者を対象に、給付対象用具に「人工呼吸器用外部バッテリー」を追加
		医療的ケアのための加配に対する補助(生活介護事業所、グループホーム)	医療的ケアが必要な方が利用する事業所に対し、一定の要件を満たす場合に支援員・看護師等の加配に対する補助を行う
		医療型短期入所整備促進事業	医療的ケア児等の病院における短期入所利用を促進するために、診療報酬と障害福祉サービスの短期入所に係るサービス報酬との差額分の補助を行う。(大阪府の間接補助)

堺市における医療的ケア児等支援のための施策について

資料2-1

(令和7年3月21日時点)

		事業	内容など
健康福祉局			
障害福祉部	障害福祉サービス課	児童福祉法に基づく障害児支援、重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定	重心児対応事業所数：11か所（令和7年2月1日時点）
保健所	保健医療課	堺市難病患者支援センター（委託）	小児慢性特定疾病児童・家族向けの学習交流会
		堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業	24時間人工呼吸器を装着している患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける場合、その回数を超えた訪問看護に係る費用を既定の範囲内で公費負担する。
子ども青少年局			
子育て支援部	幼保支援課	公立・民間の認定こども園や保育所等の保育施設における医療的ケア児の受け入れ	公立6名、民間13名（令和6年4月1日現在）
	幼保政策課	民間施設を対象とした医療的ケア児加配補助費の助成	障害児通所支援事業所を併設した小規模保育事業所や認定こども園だけでなく、全民間施設を対象として、医療的ケアを実施している看護師雇用費を助成する。
教育委員会事務局			
学校教育部	支援教育課	医療的ケア看護職員配置	堺市立学校園に在籍し、学校園生活を送るうえで日常的に医療的ケアが必要不可欠である幼児児童生徒に対し、教育委員会が看護師資格を有する医療的ケア看護職員を必要に応じて配置する。
		行事参加用車両借り上げ	小中学校支援学級・支援学校在籍の車いすや補装具等を使用する児童生徒が、安全に安心して参加できるよう、車両の借上げや差額の補助を行う。
		宿泊学習における医師及び看護職員の派遣	医療的ケアを必要とする児童生徒が宿泊を伴う学校行事に参加する際に、医師や看護職員の派遣に必要な経費を負担する。

- **開催日程** 講義：令和6年10月11日（金）、12日（土）
演習：令和6年10月25日（金）、26日（土）

※ 詳細は資料3-1「令和6年度 医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施要項」のとおり

※ 令和4年度より、社会医療法人ペガサスに委託して実施

■ 受講者について

- ・受講者数 45名（演習のみの参加者1名含む）
- ・修了者数 39名（6名欠席）

《参考》

- ・令和5年度受講者数 27名 修了者数 26名
- ・令和元年度から6年度延べ修了者数 153名

■ 受講者における所属施設等内訳

相談支援事業所等	19
訪問看護事業所等	10
学校園、保育所、こども園等	6
障害児通所支援事業所等	5
保健センター	2
障害福祉サービス事業所等	2
医療機関	1

■ 研修アンケートについて

① 各講義ごとのアンケート・レポート

全ての講義・演習において、下記3項目について選択式（4段階）でアンケートを実施。

理解度…すべての項目において、9割以上の受講者が十分もしくは概ね理解が深まったとの回答。

有用度…すべての項目において、9割以上の受講者が役立つと回答。

難易度…講義については5割がやや難しかったと回答、3割強がやや簡単だったと回答。演習は6割弱がやや難しかったと回答、3割弱が難しかったと回答。

② 全体アンケート（一部抜粋・要約）

どのような方々で支援チームを作っていくべきなのかを改めて学べた/長期的な視点を持って支援する必要性・重要性を学んだ/医療的ケアには欠かせない横の繋がりを大切にしたいと改めて思った等

■ フォローアップ研修について

令和7年2月20日にオンライン・対面のハイブリットで開催 また、施設見学（ペガサス福泉中央こども園等）も実施
参加者3名

研修では、災害時の対処方法の実際や問題点、実際のケースの支援例や困りごとを共有。

今回初めて実施した事例検討及び座談会は好評だったが、周知期間が短いとの声があり、次年度からは10月の研修時に日程を案内する方向で調整。